

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

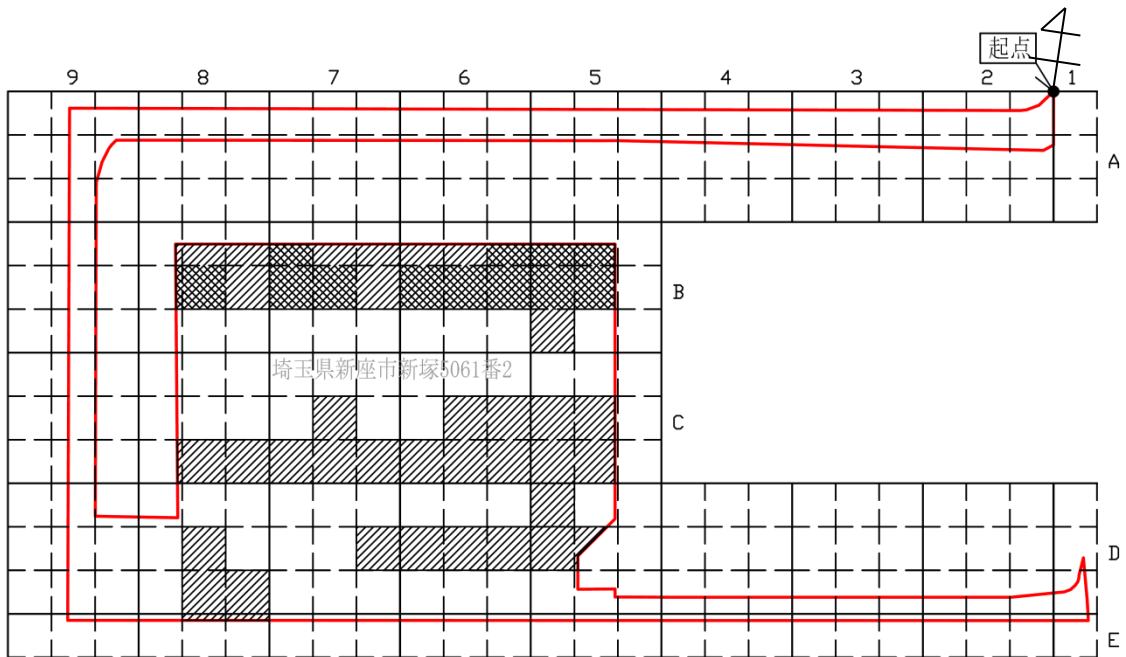
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県新座市新塚五千六十一番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



- <凡例>
- 調査対象地
 - 30m格子
 - 単位区画
 - 形質変更時要届出区域に指定する区域
(鉛及びその化合物、土壌溶出量及び土壌含有量)
 - 形質変更時要届出区域に指定する区域
(鉛及びその化合物、土壌含有量)

【起点】
 起点は埼玉県新座市新塚5061番2の最北端から南へ307.22m、東へ84.67mの位置とした。

【格子の回転角度 (83°)】
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に83° 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。